

糸魚川プレミアム商品券事業  
いといがわ de お買いモノ プレミアム商品券 '22~'23  
実施要領

令和4年9月27日

◎今回の主な内容、前回との変更点

- 1) 今回の主催は、糸魚川経済団体連絡協議会です。そのため、参加店は市内の商工会、商工会議所の会員限定となります。
- 2) プレミアム率は 10%、発行総額は4億4千万円です(1 冊 11,000 円×4 万冊)。購入上限は1人 10 冊(11 万円分)までで使用金額の上限はありません。
- 3) 地元消費促進の観点から、500 円券は市外に本社がある大型店舗では使用できません。
- 4) 今回も新型コロナの経済対策として実施し、物価高対策も兼ねて行います。
- 5) 参加店の参加費、取扱手数料、振込手数料はすべて無料です。(前回同様)
- 6) 高額商品の購入に対応するため、「冊使用」を可能とします。(前回同様)

1. 目 的

糸魚川市では、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として4回目となるプレミアム商品券事業を行います。

今回は、エネルギー高騰や物価高に対する市民生活への応援も兼ねて実施いたします。食料品や生活必需品の購入、耐久消費財の購入、来春を見越した生活用品の購入などに有効にご利用ください。

2. 事業主体等

今回のプレミアム商品券事業(以下「本事業」といいます。)の発行(事業主体)は、糸魚川経済団体連絡協議会(糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会)で、糸魚川市から補助金を受けて実施します。

3. 本事業の概要

- |          |                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 1) 商品券構成 | 1 冊 11,000 円分 (1,000 円券×9 枚、500 円券×4 枚)を 10,000 円で販売。プレミアム率 10% |
| 2) 使用期間  | 令和 4 年 12 月 1 日(木)~令和 5 年 3 月 12 日(日)                           |
| 3) 発行総額  | 4 億 4,000 万円 (11,000 円×40,000 冊)                                |
| 4) 購入上限  | 1 人の購入上限は 10 冊です。                                               |
| 5) 使用上限  | 1 回の買い物における使用上限は設けません。                                          |

4. 参加店

1) 参加資格

本事業における参加店となることができる者は、次の①または②に該当する事業者です。

①糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会のいずれかの会員である事業者

②主催者が適当と認めた事業者

(注意)

・本社(店)が糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会のいずれかの会

員である場合は、市内にある全店舗が参加店となれます。支店等で会員となっている場合は、その支店等のみが参加店となります。

- ・市内に本社(本店)がない売場面積 700 m<sup>2</sup>を超える店舗では 500 円券は使用できません。
- ・地元消費促進の観点から、市内に本社(本店)があるお店では原則「500 円券は使える」でお願いいたします。
- ・本事業の運営において不正行為があった場合や主催者及び受託事業者の指示に従わない場合は、参加店資格を取り消すことがあります。

## 2) 参加料等

参加店となるための参加料並びに参加店負担金、振込手数料は無料です。(コロナ禍における経済対策のため)

## 3) 参加申込み

- ①本事業の参加店となることを希望する場合は、参加申込締切日までに別紙、参加申込書を糸魚川経済団体連絡協議会(糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会のいずれか)に提出してください。FAX 可。
- ②参加申込締切日 令和 4 年 10 月 7 日(金)
- ③参加申込締切日以降でも随時参加店になることができますが、10 月 25 日に発行される糸魚川市おしらせばんに折込みの参加店一覧に名前が掲載されませんのでご了承ください。追加の参加店は、随時、糸魚川商工会議所と糸魚川市のホームページに掲載されます。

## 5. 商品券の取り扱いと換金方法

- ①参加店が回収した商品券については、次の要領で換金いたします。
  - ・参加店では、商品代金等を商品券で受け取った場合は、速やかに裏面に受領日と店名等を記載してください。ゴム印、認印等も可。
  - ・回収した商品券(以下「回収券」といいます。)は、【別表1】に記載する持込締切日までに受付窓口で換金請求書と共に提出してください。
  - ・糸魚川経済団体連絡協議会では、商品券の枚数を確認した上で受領書を交付します。後日、振込日に指定口座に銀行振込で支払いいたします。
  - ・回収した商品券は、【別表1】に記載されている持込日に対応する振込日に手数料なしで(1,000 円券は 1,000 円で)換金、振込みいたします。
- ②回収券は、100 枚ごとに輪ゴムでとめて提出してください。今回も大口使用に対応するため 1 冊 11,000 円分を切り離さず 1 冊を単位として使用する「冊使用」を認めます。その場合は、使用者に 1 枚も切り離していないことを誓約するサインを商品券の裏表紙にさせていただきます。
- ③誤計算防止のため、回収券の持込みは持込締切日までに1回にまとめて提出してください。なお、経費削減のため、1回の〆切日までに2回以上の持込みがあった場合は、複数店舗の場合を除き1回にまとめて振込みさせていただきますのでご了承ください。

## 6. 参加店の表示・宣伝

- ①参加店には、店頭・店先等に掲示する「参加店表示ポスター」を配布しますので、必ず掲示して下さい。
- ②1店舗につき、参加店表示ポスター(A3タテ半分サイズ程度＝タテ長)を2枚配布します。希望により必要枚数を差し上げますので追加の希望があれば参加店申込書にご記入ください。

- ③参加店一覧チラシは、10月25日号の糸魚川市おしらせばんに本事業告知兼購入案内に同封して配布します。また、糸魚川市と糸魚川商工会議所のホームページにも掲載します。
- ④参加店チラシの店名表記については、従前の方法にならない、「地域別」、「カテゴリー別(買う、飲む・食べる、泊まる、サービス、他にもいろいろ)」に分類して掲載します。1店舗につき希望するカテゴリーを1つ指定してください。
- ⑤参加店名を記載する場合は、キャッチコピー等の記入はできません。

## 7. 参加店に対する注意事項

- ①商品販売、サービス等の商行為を経ない商品券は換金できません。また、商品券の不正使用、不正行為が発覚した場合は換金いたしません。不正使用等があった場合は、その後の参加店資格を取り消すことがあります。
- ②一度使用された商品券を再度使用することはできません。
- ③商品券ではつり銭は出しません。
- ④参加店では、原則、全商品またはサービス等が商品券使用の対象となりますが、参加店において使用できない商品等を指定することができます。その際は、消費者とのトラブルを未然に防止するため、店頭、店内などに分かりやすく表示するとともに、お客様によく説明してください。  
例) 車検時の自動車税や自賠責保険、サービスの対価でない立替金など。
- ⑤商品券は、次に掲げる商品及びサービスには使用できません。
  - ・不動産や金融商品
  - ・商品券やビール券、図書カード、クオカード、チャージなど換金性が高いもの
  - ・パチンコ、たばこ、宝くじ、切手
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - ・国税、地方税や使用料などの公租公課

## 8. 商品券の販売

- 1) 本商品券は次の要領で販売します。

### 【第1次販売】

- ①商品券の購入を希望する人は、プレミアム商品券事業実施案内に付いているハガキまたは官製ハガキに必要事項を記入してプレミアム商品券運営事務局(糸魚川商工会議所内、以下、運営事務局という。)に郵送または持参して購入申込みをします。  
プレミアム商品券事業実施案内兼商品券購入申込書(ハガキ)は、10月25日発行の糸魚川市おしらせばんに折込みして市民に配布します。ハガキによる申込期限は、11月15日(火)までです。(消印有効)。
- ②運営事務局は、購入申込みハガキを受付けた後、記載内容を確認し、申込〆切日以降(11月25日を予定)、購入決定通知書兼購入申込書を返送します。  
申込希望が予定金額を上回った場合は、抽選または購入冊数の調整等により決定します。
- ③決定通知書を受け取った人は、12月1日(木)～1月13日(金)までの間に、プレミアム商品券販売所(金融機関を予定)に購入決定通知書兼購入申込書を持参して商品券を購入していただきます。プレミアム商品券販売所一覧は、購入決定通知書兼購入申込書を送付する際にお知らせします。
- ④プレミアム商品券が使える店一覧は、10月25日発行の糸魚川市おしらせばんに折込して配布します。

- ⑤プレミアム商品券の販売期間中、次の2回、休日販売日を設けます。  
 休日販売日＝12月4日(日)、12月18日(日)。午前9時～午後3時まで。  
 会場(予定)＝糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会

【第2次販売】

- ①12月1日から1月13日までの第1次販売においてプレミアム商品券の販売残券が出た場合は、2月19日(日)に対面販売(事前予約不要)により第2次販売を行います。第2次販売の有無、販売方法等については、2月10日発行の糸魚川市おしらせばんに掲載します。
- ②第2次販売においては、第1次販売で購入した冊数はカウントせず、新たに購入限度額を設定します。

【第3次販売】

- ①第2次販売でも販売残券が出た場合は、売り切れるまで糸魚川商工会議所で窓口販売いたします(第3次販売)。この場合も、これまでに購入した冊数はカウントせず新たに購入限度額を設定します。

【問合先】

(運営事務局) 糸魚川経済団体連絡協議会

941-8601 糸魚川市寺町2-8-16 糸魚川商工会議所内

糸魚川商工会議所(代表)

☎025-552-1225 糸魚川市寺町2-8-16

能生商工会

☎025-566-2244 糸魚川市大字能生1941-7

青海町商工会

☎025-562-2352 糸魚川市大字寺地2153

【別表1】 回収券の持込締切日と振込日

| 回数               | 持込締切日    | 振込日      | 受付窓口、時間                                                  |
|------------------|----------|----------|----------------------------------------------------------|
| 第1回換金            | 12/7(水)  | 12/12(月) | 糸魚川商工会議所<br>能生商工会<br>青海町商工会<br><br>いずれも、平日の<br>午前9時～午後4時 |
| 第2回換金            | 12/21(水) | 12/26(月) |                                                          |
| 第3回換金            | 1/4(水)   | 1/10(火)  |                                                          |
| 第4回換金            | 1/18(水)  | 1/23(月)  |                                                          |
| 第5回換金            | 2/1(水)   | 2/6(月)   |                                                          |
| 第6回換金            | 2/15(水)  | 2/20(月)  |                                                          |
| 第7回換金            | 3/1(水)   | 3/6(月)   |                                                          |
| 第8回換金            | 3/15(水)  | 3/20(月)  |                                                          |
| 第9回換金<br>(最終、厳守) | 3/22(水)  | 3/27(月)  |                                                          |

《お願い》

上記、各回の持込締切日とその前日(火曜日と水曜日)にシルバー人材センターにお願いして回収券受付担当者を配置しています。できるだけ持込締切日またはその前日にお持込みくださいますようお願いいたします。